

6 月下旬号
2015 年

国際情報广场信息报

◇発行: 東大阪市国際情報广场(毎月発行 2 次) 〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階文化国際課内
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情报广场网页。

6 月 27 日(周六) 9:00~12:00 市政府开设部分业务窗口

6月27日(土) 9:00~12:00 窓口業務を一部開設します

临时福祉补助金・育儿家庭临时特例补助金

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

因消費税增加到 8%，为了减轻低收入家庭和育儿的负担，2015 年度将继续支付去年度的临时福祉补助金・育儿家庭临时特例补助金。

可以领取补助金的对象者，将会在 8 月上旬收到申请书等资料。

申请受理期间为 8 月 3 日(周一)~明年 1 月 29 日(周五) (邮戳有效)

【临时福祉补助金】

◆对象: 2015 年 1 月 1 日时在本市有住民登录，2015 年度市民税为非课税者。

◆支付额: 对象者每人 6000 日元(仅限 1 次)

【育儿家庭临时特例补助金】

◆对象: 领取平成 27 年 6 月份儿童津贴(不包括领取特例支付)者。

◆支付额: 对象儿童每人 3000 日元。

有关符合对象等详细内容请向临时福祉补助金・育儿家庭临时特例补助金支付室询问。

【临时福祉补助金・育儿家庭临时特例补助金询问中心】在 7 月 6 日(周一)开设有关补助金相关咨询电话。TEL:0570-005-192

询问处: 临时福祉补助金・育儿家庭临时特例补助金支付室
TEL 06-6744-3661 / FAX 06-4309-3820

消費税が 8%に引き上げられたことに伴う、低所得世帯や子育て世帯への影響を緩和するため、昨年度に引き続き平成 27 年度も給付金を支給します。

各給付金の対象と思われる方には、8 月初旬に申請書などを送付します。申請受付期間は 8 月 3 日(月)~来年 1 月 29 日(金)(消印有効)です。

【臨時福祉給付金】

◆対象: 平成 27 年 1 月 1 日現在、本市に住民登録があり、平成 27 年度市・府民税が課税されていない方。

◆支給額: 対象者 1 人につき 6,000 円(1 回限り)

【子育て世帯臨時特例給付金】

◆対象: 平成 27 年 6 月分の児童手当(特例給付を除く)の受給者。

◆支給額: 対象児童 1 人につき 3,000 円(1 回限り)

対象など詳しくは臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金支給室までお問い合わせください。

【臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金お問合せセンター】

7 月 6 日(月)に給付金にかかるお問合せセンターを開設します。TEL:0570-005-192

問い合わせ先: 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金支給室

为男性的电话相談

男性のための電話相談

因工作、家庭等各种与男性相关的烦恼可由男性相谈员对应咨询。

◇日期: 7/4、8/1、9/5(均为周六) 13:00~17:00
7/15、8/19、9/16(均为周三) 19:00~21:00

◇对象: 本市在住・工作・上学(符合任何一项)的男性
相谈电话: 072-966-5002

仕事や家庭などに関するさまざまな男性の悩みに男性相談員が応じます。

◇日時: 7月4日(土)、8月1日(土)、9月5日(土)、13:00~17:00
7月15日(水)、8月19日(水)、9月16日(水)、19:00~21:00

◇対象: 市内在住・在勤・在学(いずれか)の男性
相談電話: 072-966-5002

询问处: 男女共同参画中心(イコーラム)
TEL 072-960-9205 / FAX 072-960-9208

問い合わせ先: イコーラム(男女共同参画センター)

为女性的法律・劳动相談

女性のための法律・労働相談

由女律师解答围绕女性相关的法律相談，女性社会保险劳务士对应因解雇、性骚扰和职权骚扰等咨询。

◇日期:

女性をとりまく法律に関する相談に女性弁護士が、解雇やセクハラ、パワハラなどに関する相談に女性社会保険労務士が応じます。

◇日時:



国際情報プラザだより (中国語)

<p>△法律=7/1、8/5、8/19、9/2(均为周三) 13:00~16:00 毎日各6人(每人30分钟)</p> <p>△劳动=7/11、8/8、9/12(均为周六) 13:30~16:20 毎日各3人 (每人50分钟。可电话相谈)</p> <p>※每次都是按申请的先后顺序</p> <p>◇对象:本市在住・工作・上学(符合任何一项)的女性</p> <p>◇场所:男女共同参画中心(イコーラム)</p> <p>◇申请:开馆日的10:00~17:00 电话申请。 (法律相谈在每次实施日的2周前开始、劳动相谈随时受理。)</p> <p>※1岁6个月~就学前的幼儿可托放。 (相谈日一周前将停止预约・每人200日元)</p> <p>※不能使用日语的人请在周二~周五的10:00~17:00与国際情報广场联系。</p>	<p>△法律=7月1日(水)、8月5日(水)・19日(水)、9月2日(水)、 13:00~16:00 各6人(1人30分)</p> <p>△労働=7月11日(土)、8月8日(土)、9月12日(土)、 13:30~16:20 各3人(1人50分。電話相談可)</p> <p>※いづれも申込先着順</p> <p>◇対象:市内在住・在勤・在学(いずれか)の女性</p> <p>◇場所:イコーラム(男女共同参画センター)</p> <p>◇申込:開館日の10:00~17:00に電話で申込み(法律相談は各日実施日の2週間前から、労働相談は随時受付)。</p> <p>※1歳6ヶ月~就学前幼児の保育あり(相談日一週間前までに要予約・1人200円)。</p> <p>※日本語ができない方は火~金の10:00~17:00に国際情報プラザへご連絡ください。</p>
<p>申請・询问处: 男女共同参画中心(イコーラム) TEL 072-960-9205 / FAX 072-960-9208</p>	<p>申込・問合先:イコーラム(男女共同参画センター)</p>

<p>私立幼儿园的保育费可得到补助</p> <p>以市内在住并有孩子在幼儿园的保护者为对象，补助部分保育费等。</p> <p>但是，不包括因「儿童・育儿支援新制度」而变为私立幼儿园的保护者。预定明年2月左右支付。</p> <p>【対象・減免額(年額)】</p> <p>◇领取生活保护者=30万8000日元</p> <p>◇市民税为非课税或是市民税收入比率部分为非课税者=27万2000日元~30万8000日元</p> <p>◇市民税收入比率课税额为7万7100日元以下者(抚养2名未满16岁子女时) =11万5200日元~30万8000日元</p> <p>◇市民税收入比率课税额为7万7101日元~21万1200日元者(抚养2名未满16岁子女时) =6万2200日元~30万8000日元</p> <p>◇市民税收入比率课税额为21万1201日元以上，且抚养小学3年级以下有哥哥・姐姐的第2个孩子以后的幼儿者(抚养2名未满16岁子女时) =15万4000日元~30万8000日元</p> <p>※详细请向各幼儿园或是育儿支援课询问。</p> <p>询问处: 各幼儿园・育儿支援课 TEL 06-4309-3195 / FAX 06-4309-3817</p>	<p>私立幼稚園の保育料を補助します</p> <p>市内に住所があり、子どもを私立幼稚園に就園させている保護者を対象に保育料などを補助します。</p> <p>なお、「子ども・子育て支援新制度」に移行した私立幼稚園へ通園させている保護者は対象外です。支給は来年2月ごろの予定です。</p> <p>【対象・減免額(年額)】</p> <p>◇生活保護を受けている方=30万8,000円</p> <p>◇市民税非課税または市民税所得割非課税の方 =27万2,000円~30万8,000円</p> <p>◇市民税所得割課税額が7万7,100円以下の方 (16歳未満の子ども2人を扶養している場合) =11万5,200円~30万8,000円</p> <p>◇市民税所得割課税額が7万7,101円~21万1,200円の方 (16歳未満の子ども2人を扶養している場合) =6万2,200円~30万8,000円</p> <p>◇市民税所得割課税額が21万1,201円以上の方で小学校3年生以下の兄・姉のいる第2子以降の園児がいる方 (16歳未満の子ども2人を扶養している場合) =15万4,000円~30万8,000円</p> <p>詳しくは各幼稚園または、子育て支援課へお問合せください。</p> <p>問合先: 各幼稚園・子育て支援課</p>
---	--

<p>2015年度の国民健康保険決定通知书将寄出 平成27年度国民健康保険料決定通知書を送付</p>	
<p>2015年度の国民健康保険料決定通知书将在6月15日寄出。缴纳保险费有困难时，请务必与医疗保险室保险料课相谈。</p> <p>询问处: 医疗保险室保险料课 TEL 06-4309-3168 / FAX 06-4309-3807</p>	<p>平成27年度国民健康保険料決定通知書を6月15日に発送します。</p> <p>保険料を納めることが難しいときは、医療保険室保険料課に必ず相談してください。</p> <p>問合先: 医療保険室保険料課</p>

